

**【質問】**

企業型確定拠出年金の加入者が死亡した場合はどうなりますか。

**【回答】**

万一加入者が給付前に死亡した場合は、**遺族からの請求**により、それまでの確定拠出年金の資産を売却し、死亡一時金として遺族が受取ります。老齢または障害給付を年金として受給中に死亡した場合は、残りの確定拠出年金の資産を一括売却して遺族が受取ります。

加入者があらかじめ配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の中から死亡一時金の受取人を指定していた場合は、その方が受取人となります。

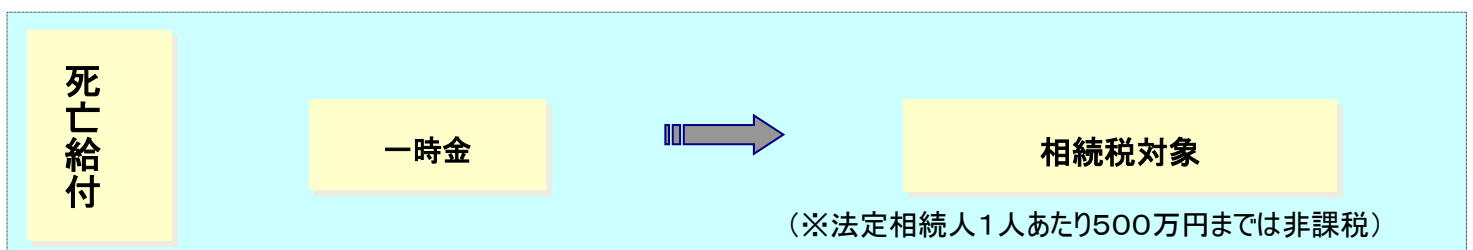
加入者があらかじめ死亡一時金の受取人を指定していなかった場合は、法令により次のとおり順位が定められています。なお、確定拠出年金の死亡一時金の受取人は、いわゆる民法上の法定相続人ではありません。

- (1) 配偶者(死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって、死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 上記(2)の者のほか、死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって、上記(2)に該当しない者

※ 同じ順位内であればその並んでいる順番により順位が定められます。

※ 同順位者が2人以上いる場合は、その人数によって死亡一時金を等分して受け取るようになります。(実務上、お支払いは代表者様に一括して行われます。)

※加入者がお亡くなりになってから **5年間裁定請求が行われない場合**、死亡一時金を受け取るご遺族の方がいないものとみなされ、亡くなった方の相続財産とみなされます。(確定拠出年金の死亡一時金としてのお受け取りはできなくなります。)



■課税は原則として、運営管理機関(記録関連運営管理機関)と資産管理機関がご本人の申告に基づいて税務処理を行い、源泉徴収を行います。 ※税務に関するお問い合わせは所轄の税務署にお願いします。